

京都市消防局訓令乙第9号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成31年1月22日

京都市消防局長 荒木 俊晴

別表第1手袋の款中、

「

常 用 手 袋	白色の布地で、5本指とする。
作 業 手 袋	布地又は皮革製で、5本指とする。

を

」

「

常 用 手 袋	白色の布地で、5本指とする。
防 火 手 袋	布地又は皮革製で、5本指とする。
作 業 手 袋	布地又は皮革製で、5本指とする。

に改める。

」

別表第2特別高度救助活動服の款特別高度救助隊員腕章の項中、

「

<p>紫がかった濃紺色の布地の台地に赤色及び黄色の糸で縁取りを、銀色及び金色の糸で図柄を、オレンジ色、黄色及び銀色の糸で「KYOTO」、「特別高度救助隊」及び「Super Advanced Rescue Team」の文字をそれぞれ刺しゅうしたものとする。</p> <p>特別高度救助隊員は、左上腕部に特別高度救助隊員腕章を付ける。</p> <p>形状は、第7図2のとおりとする。</p>

を

」

「

紫がかった濃紺色の布地の台地に赤色及び黄色の糸で縁取りを，銀色及び金色の糸で図柄を，オレンジ色，黄色及び銀色の糸で「KYOTO」，「特別高度救助隊」及び「Super Advanced Rescue Team」の文字をそれぞれ刺しゅうしたものとする。

特別高度救助隊員は，左上腕部に特別高度救助隊員腕章を付ける。

形状は，第7図2のとおりとする。

特別高度救助隊員で救急救命士の資格を有する者は，同腕章に加え，右上腕部に救急救命士腕章を付ける。

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- この訓令は，公布の日から施行する。ただし，手袋に係る改正規定は平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による作業手袋は，当分の間，これを使用することができる。

(関係訓令の一部改正)

- 京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。
別表第2備考以外の部分中

「

手袋	常用手袋	○		●						
	作業手袋			●	●	●	●	●	●	●

を

」

「

手袋	常用手袋	○		●						
	防火手袋			●	●	●	●	●	●	●
	作業手袋			●	●	●	●	●	●	●

に改め、

」

別表第3備考以外の部分中

「

作業手袋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

」

「

防火手袋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
作業手袋	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●

に

」

改める。

(消防局総務部人事課)